

廃止されたわがまち特例（記載の取得時期以外に取得された場合は特例対象にはなりません）

対象資産・税目	取得時期	所沢市の特例割合 特例適用期間	根拠法令・条項	対象となる具体的な資産の例
中小企業等経営強化法に基づく 先端設備等導入計画の認定を受けた 先端設備 ・固定資産税 (家屋・償却資産)	令和3年4月1日 から令和5年3月31日まで	0 (課税標準の特例措置) 適用された年度から3 年度分	・地方税法附則第64条 ・所沢市税条例附則 第10条の3第27項	産業振興課が所管する「導入促進基本計画」に沿った「先端設備等導入計画」に基づいて取得した一定の先端設備※ ※先端設備等導入計画については市の認定を受けたものに限りです。

※1 一定の設備とは次のとおりです。

種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物付属設備(償却資産のみ)	全て	60万円以上	14年以内
事業用家屋	全て	120万円以上※ ²	
構築物	全て	120万円以上	14年以内

※2 取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの